

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（大型廃棄物保管庫の揚重設備の設置等）に係る面談
2. 日時：令和5年12月1日（金）16時00分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 7階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
森審査班長、山下安全審査専門職、椎名係長、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当15名（うち10名テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、実施計画の変更認可申請（大型廃棄物保管庫の揚重設備の設置等）について、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁は、主に以下のコメント等を伝えた。
（まとめ資料関係）
 - 措置を講ずべき事項「Ⅱ.6 電源の確保」に関して、本変更認可申請の内容が適合するの可否か整理し示すこと。
 - 措置を講ずべき事項「Ⅱ.14.2 自然現象に対する設計上の考慮」に関して、波及的影響評価として動的地震力（Sd450）を適用するとしているが、本設備に対して適用できると考えた理由を示すこと。
 - Sd450における走行レール基礎ボルトのコンクリート評価に関して、基礎ボルトにJ型ボルトを採用した場合、基礎ボルト頭部に接するコンクリート部に対して支圧破壊を考慮しなくても良い理由を示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（大型廃棄物保管庫クレーンの設置について）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表（案件：大型廃棄物保管庫クレーンの設置について）
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（固体廃棄物貯蔵庫第10棟に係る実施計画変更について）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表（案件：固体廃棄物貯蔵庫第10棟に係る実施計画変更について）

- 実施計画変更申請本文案（第2章 2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設、第2章 2.45 大型廃棄物保管庫、第3章 2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイライン線による実効線量）
- 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表

以上